

み 自 第 297 号  
平成 26 年 8 月 7 日

ジークライト株式会社  
代表取締役社長 加原 友夫 様

山形県知事 吉村 美栄子



板谷最終処分場 6・7ブロック増設計画環境影響評価準備書への  
意見について

山形県環境影響評価条例第 19 条第 1 項の規定により、環境の保全の見地から  
の意見について、別紙のとおり通知します。

山形県環境エネルギー部みどり自然課  
環境影響評価担当 福島、大高  
電 話 023-630-3042  
F A X 023-625-7991

## 【別紙】

### 板谷最終処分場6・7ブロック増設計画環境影響評価準備書に 対する山形県知事意見

#### 1 全般的事項

- (1) 環境影響評価の結果を事業計画に反映させるとともに、事業の実施過程において、評価結果の検証を行うこと。
- (2) 環境影響評価の結果に基づく環境保全措置を確実に実施し、事業実施区域周辺の自然環境、下流の河川環境及び板谷地区住民の健康に対し、事業による影響をできるだけ回避・低減するよう努めること。
- (3) 埋立てを実施する期間及び埋立物の安定に要する期間は極めて長期に及ぶものと想定される。

このため、事業計画の変更や事業実施区域及びその周辺の自然的社会的状況の変化によって、環境影響評価の結果を見直す必要が生じた場合は、専門家の指導や助言等を受けるとともに、適切に対応すること。

- (4) 事業の進捗状況や事後調査の結果について、適宜、地域住民及び関係機関に対し情報提供を行うとともに、一般にも公表すること。
- (5) 異常な豪雨や地震等の発生に備えて、施設の適切な維持管理に努めるとともに、防災対策に万全を期すこと。

#### 2 大気環境

- (1) 悪臭の事後調査は、処分場と調査地点の風向きに注意し、調査地点での影響が最大となる状態で実施すること。

また、事後調査により環境への影響が著しいと認められた場合の対策を具体的に記載すること。

#### 3 水環境

- (1) 廃棄物の受入れは、それから発生する浸出液を浸出液処理施設において確実に処理できる範囲内で行うこと。

また、許可を受けた範囲内であっても、埋設する廃棄物の種類を大きく変更する場合は、浸出液処理後の排水のモニタリングにおいて処理水の成分の変化を十分把握し、基準値の遵守に努めること。

- (2) 埋立地内部の好気的な環境を維持するため、また、埋立地から発生する浸出液を確実に処理するため、カバーシートの敷設等による埋立地内部への雨水浸透量の調節を計画的に実施すること。

集排水設備、排気設備、浸出液調整池、浸出液処理施設等の各設備について、その機能を適切に発揮させるための十分な管理を行うこと。

- (3) 埋立地の底部に設置した遮水シートから浸出液が漏水した場合の対策を具体的に記載すること。

水質のモニタリングにおいて、浸出液が漏水したと疑われる結果が得られた場合は、速やかに地域住民及び関係機関に対し、情報の提供を行うこと。また、水質のモニタリングを強化するとともに、その原因を明らかにして必要な対策を講じること。

- (4) 処分場増設後の排出水が水環境へ与える影響については、その予測の不確実性が大きいので、存在・供用時における水質及び底質に係る事後調査を実施すること。
- (5) 処分場の下流において、「ひ素及びその化合物」の測定結果に環境基準を超える値が見られた原因を明らかにすること。河川と地下水の各調査地点の位置関係を整理したうえで、河川水と地下水との関係や、埋立て開始前後におけるそれぞれの水質の変化等から考察すること。

#### 4 動植物

- (1) 事業実施区域及びその周辺において生息が確認されていない動植物や病原菌が、埋立物の搬入に併せて持ち込まれ、地域の生態系に影響を及ぼすことがないように、必要な措置を講じること。

また、万一に備え、埋立物の飛散防止、覆土への事業地周辺の土砂の使用及び速やかな覆土等の措置を確実に実施し、事業地周辺の生態系の保全に努めること。

- (2) 埋立跡地の緑化に当たっては、周辺に生育する樹木から苗木を育成する等の方法により、事業地周辺の生態系との調和を図ること。保育作業を適切に実施し、跡地が目標とする状態へ確実に達すると判断できる時期になるまで事後調査を継続すること。
- (3) 沈砂池や側溝等について、既存の施設だけでなく、施設を新設・改修する場合においても、小動物の転落防止や移動経路の確保に配慮すること。
- (4) 調査によって得られた動植物の生息情報は、調査を実施した時期とその場所における限定的な情報であるため、それに基づく予測結果には不確実性がある。

このため、事業実施区域及びその周辺において、希少な動植物の生息が新たに確認された場合は、改めて事業による影響の評価を行い必要な保全措置を実施すること。

#### 5 その他

- (1) 増設部分に設置する堰堤の設計・施工に当たっては、下部廃棄物の沈下量の計測結果を踏まえて、構造物としての安定を確保すること。